

マイナンバーカードの普及促進について

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長 田中 良齊 氏

本日は、マイナンバーカードの普及促進について、お話をさせていただきます。

内容の全体的な構成としては、まず、地方行政の今後の展望などの観点も交えながら、地方行政のデジタル化の流れに触れさせていただきます。それを踏まえ、マイナンバーカードそのものの話、公的個人認証サービスの話、そして、マイナンバーカードの普及促進について説明いたします。

現在、政府は、2022 度末までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下で普及促進に取り組んでおります。

マイナンバーカードの普及促進の取組にぜひご理解とご協力をいただき、1 枚でも多くカードの普及が進むようお力添えをお願いしたいということが、本日の私からのメッセージです。

地方行政のデジタル化に向けた経緯

地方行政のデジタル化に向けた主な経緯を振り返りますと、「IT 基本法」が成立するなど、世界最先端の IT 国家を目指した取り組みを開始したのが、2000 年頃でした。その後、2013 年 5 月には、「マイナンバー法」が成立し、2019 年 5 月には、「デジタル手続法」が成立しました。そして、「IT 基本法」から約 20 年の時を経て、2021 年 5 月には、「デジタル社会形成基本法」、「自治体システム標準化法」などのデジタル改革関連法が成立したところで

す。「自治体システム標準化法」は、今から 20 年後の 2040 年に向け、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方をどのように考えていくべきか、地方行政体制の課題にどのように対処すべきかといった議論から導かれたものと言えるものではないかと考えております。

「自治体戦略 2040 構想研究会」では、2040 年頃をターゲットとして、人口構造の変化に対応した自治体行政のあり方を検討しました。2040 年は、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者の仲間入りをする時期であり、日本全体で高齢者の人口割合がピークを迎えます。

研究会では、このような社会経済情勢の構造的な変化を背景として、新たな自治体行政の基本的な考え方を提示しました。具体的には、職員の確保が難しくなってくる、財政状況も厳しくなってくるなどの資源制約の中で、自治体において、職員が職員でなければできない業務に注力し、住民サービスを持続可能な形で維持・確保していくために、AI 等の技術を使いこなす「スマート自治体」に転換すること、そのための一つの処方箋として、自治体行政の標準化・共通化が提案されました。

スマート自治体に向けた具体策は、「自治体戦略 2040 構想研究会」に引き続いて開催された「スマート自治体研究会」において議論が深められました。第 32 次地方制度調査会に

において、コロナの影響も踏まえながら、地方行政のデジタル化が一つの重要な論点と位置付けられ、2020年6月に取りまとめられた答申においては、地方行政のデジタル化、その中でマイナンバーカードの普及や自治体システム標準化等の重要性が指摘され、それを進めるに当たっての法的な考え方等が整理されました。これらがデジタル改革関連法における地方行政のデジタル化関係部分につながっていきます。

デジタル改革関連法

デジタル改革関連法の全体像を示した図表1の赤枠で囲ったところが、マイナンバーカードを中心とした改正内容です。右下が、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律となります。

地方公共団体の経営資源の制約が顕著となる中で、将来に向けてどのような地方行政のあり方を目指していくのかとの観点から議論が進められましたが、デジタル技術の特性や、ICT人材が不足する現状等を踏まえ、国として地方行政のデジタル化に一定の役割を果たすべきという考え方に基づいたものとなっております。

デジタル改革関連法の全体像

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠 ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大 ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化 ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が緊要 	
デジタル社会形成基本法 ※IT基本法は廃止	デジタル庁設置法
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定 <p>【IT基本法との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会 ・ ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針） ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止） <p>⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 強力な総合調整機能（動労権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備 ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進 ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く <p>⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上</p>
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委に一元化（個人情報保護法改正等） ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正） <p>⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする <p>⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化</p>
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正） ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正） ✓ 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正） ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正） ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正） 	預貯金者の同意に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設 ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設 <p>⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現</p>	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築 <p>⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等 12</p>	

図表 1

これまで、地方分権や地方自治の充実が図られてきており、それらと標準化を進めることの整合性が、地方制度調査会で議論されました。システムについて自治体ごとに個別対応をしてきたことが、自治体の負担にもつながっているのではないかと、自治体が自主性・自立性をより発揮すべきであるのはどのような分野であるのか、について議論が交わされま

した。法令で事務処理の大半が定められている分野、特に基幹系の情報システムが扱っている分野は、国が全国的なルールや水準を定めて、共通的な土台となる環境を整えていくことが重要ではないか、それによって自治体の人的・財政的な負担の軽減を図りながら、持続可能な形で住民サービスの提供を可能とし、自治体の創意工夫や、自主性・自立性を高めることにもつながるのではないかという考え方が整理されました。こうした議論を踏まえながら、自治体情報システムの標準化が進められることとなり、標準化法において自治体に対して標準化基準に適合する情報システムの利用を義務付ける規定が置かれました。

なお、このデジタル改革関連法の中では、自治体の個人情報保護の分野においても、共通ルール化が図られております。

この標準化の取組が、行政手続の簡素化や迅速化に資するオンライン申請等を全国に普及させる基盤となる、バックオフィス側の取組であるとするれば、住民目線で考えてみたときに、住民がデジタル化の恩恵を実感できるようにするためのフロントオフィス側の取組として、行政手続のオンライン化が必要となります。そこで、オンライン上で安全、確実に本人確認を行うためのマイナンバーカードの役割が重要になってくるわけです。

今後5年間で標準化・共通化の取組が進められるとともに、マイナンバーカードについては、2022年度末までにほぼ全国民に行き渡らせるという目標を掲げています。バックオフィス側の取組としての標準化と、フロントオフィス側の取組としての行政手続のオンライン化、そして、マイナンバーカードの普及が、車の両輪となりながら、地方行政のデジタル化が進められることが重要となります。

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として、対面での本人確認に使うことができるとともに、社会保障や税といったマイナンバーを利用する分野では、カードの提示で自らのマイナンバーを証明することができます。

デジタル社会においては、マイナンバーカードによる電子的な本人確認が、ますます重要な役割を担っていきます。今後、政府においても、様々な行政手続のオンライン化を進めてまいります。カードに搭載された電子証明書を活用することにより、オンラインでの手続において安全、確実な本人確認が可能となりますので、デジタル社会の基盤としてのマイナンバーカードの取得がますます必要となってまいります。

カードについては、万全のセキュリティ対策を講じています。顔写真入りですので、対面での悪用は困難で、ICチップ部分には、税や年金などの個人情報、機微な情報が記録されておらず、プライバシー性の高い情報が入っていません。また、オンラインでの利用においては、電子証明書を用品ますが、この電子証明書はマイナンバーを扱いません。もし、カードを紛失したとしても、24時間、365日体制のコールセンターへ連絡することで、速

やかにその機能を一時停止できるなど、様々な安全対策、個人情報保護への配慮がなされています。

カードのアプリの詳しい内容を図表2で示していますが、4種類のアプリケーションにはそれぞれの用途、機能があります。

JPKIアプリは、電子申請に用いる署名用電子証明書とマイナポータルへのログイン等に用いる利用者証明用電子証明書、券面アプリは、対面における券面記載情報の改ざん検知、対面における本人確認の証跡として画像情報を利用することなどに用いられます。券面事項入力補助アプリは、マイナンバーや4情報を確認し、テキストデータとして利用できるようにするものです。住基アプリは、住基ネット事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能にするものです。また、それぞれのアプリケーションごとにアクセスコントロールが施されています。

マイナンバーカードのアプリの概要

AP	用途・機能	アクセスコントロール
JPKI-AP (公的個人 認証AP)	・署名用電子証明書は電子申請に利用	暗証番号(6~16桁の英数字)
	・利用者証明用電子証明書はマイナポータル等のログインなどに利用	暗証番号(4桁の数字)
券面AP	・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 ※記録する情報は、 表面情報:4情報+顔写真の画像 裏面情報:マイナンバーの画像	○マイナンバーを利用できる者 マイナンバー12桁により表と裏の券面情報を確認 ○マイナンバーを利用できない者 生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁により表の券面情報のみ確認
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 ※記録・利用する情報は、 ①マイナンバー及び4情報並びにその電子署名データ ②マイナンバー及びその電子署名データ ③4情報及びその電子署名データ 注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。	①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、マイナンバー12桁 ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力 するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+ セキュリティコード4桁
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

17

図表2

マイナンバーとマイナンバーカードの違いとして、いまだによく誤解をされてしまう点がありますので補足させていただきます。マイナンバーは、国内の全住民に付番をされて、すでに活用されています。税、社会保障、災害対策の3分野において、法律で個別に利用主体や利用範囲を限定しています。情報を一元管理をする仕組みを取らず、なりすまし防止のため、マイナンバー提供時の本人確認も義務付けられています。すでにマイナンバーが使われている例として、情報連携があります。マイナンバーを活用して行政機関間にお

いてバックオフィスで情報連携をすることで、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する住民票の写しや証明書等の書類が省略可能となっています。

一方で、マイナンバーカードにつきましては、官民・分野を問わず、また、マイナンバー利用事務であるか否かを問わず、対面でも、オンラインでも、本人確認手段として幅広く利用可能なものです。ICチップ内に搭載された電子証明書によって、マイナンバーを問わずにオンラインで本人確認が可能となります。さらに、電子証明書やICチップの空き領域は、民間利用も可能です。

マイナンバーカードの申請・交付方法には、交付時に本人確認を行う交付時来庁方式と、申請時に本人確認を行って、後日、郵送等でカードを受け取る申請時来庁方式の2つがあります。また、市区町村職員が企業や商業施設等に出向いて申請を受け付ける出張申請受付方式も行われています。

マイナンバーカードの申請方法については4つあり、増加しているスマホからの申請はもちろんのこと、パソコン、郵便、そして証明用写真機を通じたカードの申請も可能です。スマホ申請では、QRコードを読み取りさえすれば、簡単に申請を行うことができますので、ぜひご活用いただきたいと考えております。

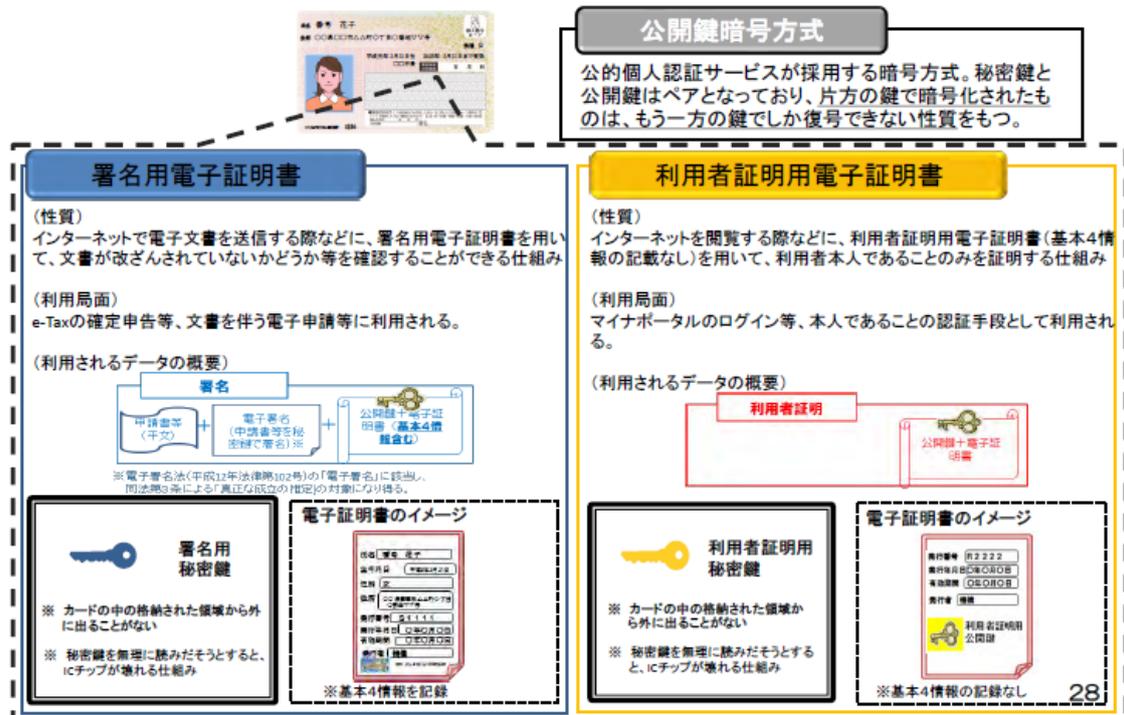
また、企業等一括申請をぜひご検討いただいたいと考えておりますが、これには2つのケースがあります。1つ目は、勤務先企業や学校等で申請書を取りまとめて一括申請していただく手法です。申請後に各市区町村から交付準備ができた旨の通知書が発送され、市区町村へ来庁いただいて、本人確認をした上でカードを交付することとなります。2つ目は、勤務先企業や学校等に市区町村職員が出向きまして、一括申請の受付まで行うというやり方です。この場合は、事前に市区町村と調整の上で、市区町村職員がその場で本人確認を行って申請となりますので、郵送でカードを受け取ることができます。

マイナンバーカードのICチップ内の空き領域は、カードアプリケーションを搭載することで、様々なサービスを受けられるようになっています。民間の事業者でも、機密情報を取り扱う部屋等の入室権限の確認にマイナンバーカードの空き領域を活用している事例があります。ぜひ皆様におかれましても、ご検討をお願いできましたら幸いです。

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、オンラインでの本人確認、電子申請等を可能とする公的なサービスです。この電子証明書は、市区町村が管理をする住民票に基づき、市区町村での対面による厳格な本人確認を経て発行されます。(図表3)

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて



図表 3

署名用電子証明書については、e-Taxの確定申告など、文書を伴う電子申請等に用いられるもので、文書が改ざんされていないか等を確認できる仕組みです。利用者証明用電子証明書は、基本4情報が搭載されておらず、その人は誰かということとはわからないけれども、利用者本人であることを証明する仕組みです。

オンラインでの本人確認のニーズが増大する中で、公的個人認証サービスは、2016年1月より、民間事業者にも利用が解放されております。また、民間での活用を拡大するに当たって、データセンターの整備や運用等の一定のコストを低減するため、サービスプロバイダ事業者が、国の認定を受けたプラットフォーム事業者に電子証明書の取扱いの業務等を委任できるよう、プラットフォーム事業者制度が創設されました。

2021年8月6日時点で、126の民間事業者において、公的個人認証サービスが活用されています。具体的な活用事例としては、新規証券口座開設時のマイナンバー取得と本人確認に活用する事例、住宅ローン契約手続をオンライン化する事例、銀行口座との連携時の本人確認に活用する事例、従業員の給与管理時のマイナンバー取得や本人確認に活用する事例があります。

電子証明書を活用する取組として、マイナンバーカードによりコンビニで住民票の写し等の交付を受けることができるコンビニ交付サービスがあります。すでに全国、約5万6千のコンビニで利用できるようになっており、対象人口ベースでは、直近の数字でも1億

1千万人に迫ろうとする状況です。利便性の高いサービスとして、早朝から夜まで、また、土日・祝日の対応も可能です。

マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードの普及促進については、今年の骨太方針においても、2022年度末までにはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すことが政府の目標とされ、健康保険証利用、運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホ搭載等の国民の利便性を高める取組等を推進することとされています。

昨年末に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画では、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」として、マイナンバー関連システムに関して方針が整理されました。

まず、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の体制強化に関し、専門性を向上して、国のガバナンス強化等を図るために、法律改正事項として取り上げられました。また、J-LISにおけるマイナンバーカードの生産、管理のシステムの増強、体制強化を図るとされました。

マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することについては、2022年度中の実現を目指すという方針とされました。

民間事業者が電子証明書を扱うシステムを管理するに当たっては、クラウド利用を可能とすることが方針として掲げられました。

認証の保証レベルに応じた認証サービスの推進として、民間事業者への周知、相談支援の強化、利用要件、利用手続の改善を進め、カードの空き領域の活用など、民間利用促進のための取組の方針も掲げられました。

民間IDとマイナンバーカードの電子証明書との紐付けを推奨するために、公的個人認証サービスと民間IDの紐付けについての課題と対応の整理が、取組方針とされています。

生体認証など、暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討については、専用アプリによる顔認証技術の活用で、コンビニにおいて署名用電子証明書の暗証番号の初期化、再設定の手続のできるサービスを2021年の秋頃までに開始するとの取組方針となりました。

運転免許証のデジタル化、在留カードのマイナンバーカードとの一体化では、運転免許証については、2024年度末に一体化を開始するとの方針が掲げられました。一方で、在留カードとの一体化については、2022年の通常国会に所要の法律案を提出の上、2025年度から一体化したカードの交付を開始する方針とされています。

カードの発行促進と地方公共団体における業務システム整備の項目においては、未取得者への二次元コード（QRコード）付き申請書の送付とオンライン申請の勧奨、電子証明書の発行・更新等が可能な場所の充実（郵便局）、出張申請受付等の実施拡充（郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等）といった取組が挙げられています。

デジタル改革関連法のマイナンバーカード関係部分

先の国会で成立したデジタル改革関連法のマイナンバーカード関係事項の概要が図表4のとおりとなっています。先ほどの閣議決定に基づく取組の中で、法律改正事項の多くが、このデジタル改革関連法の中で対応されています。

デジタル改革関連法（マイナンバーカード関係）の概要

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- **郵便局における電子証明書の発行等**（郵便局事務取扱法）
マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする。
- **本人同意に基づく署名検証者への基本4情報等の提供**（公的個人認証法）
署名検証者等の求めがあった場合において、本人の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）等の提供を行うこととする。
- **電子証明書のスマートフォンへの搭載**（公的個人認証法）
スマートフォン（移動端末設備）に搭載される電子証明書の規定を新設し、その発行手続、有効期間、記録事項、失効事由、失効情報の記録、発行に係る事務に関する手数料の徴収等を定めることとする。
- **転入手続に要する時間の短縮化**（住民基本台帳法）
マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入先に住基ネット回線を通じてあらかじめ通知するための規定を整備することとする。

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化

- **国のガバナンスの強化**（地方公共団体情報システム機構法、番号法、公的個人認証法等）
 - ・ J-LISについて、国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管することとする。
 - ・ J-LISの代表者会議に国の選定する者を加え、理事長の任免を国が認可することとする。
 - ・ J-LISによる個人番号カードの発行及び公的個人認証サービス事業について、国が目標を設定し、J-LISの定める計画を認可するとともに、国による財源措置の規定等を設けることとする。
 - ・ J-LISによる目標等の実施に関して国が改善措置命令を行えるようにし、命令違反の場合は理事長の解任を求め、解任されない場合は国が解任することとする。
 - ・ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務とすることとする。等

54

図表4

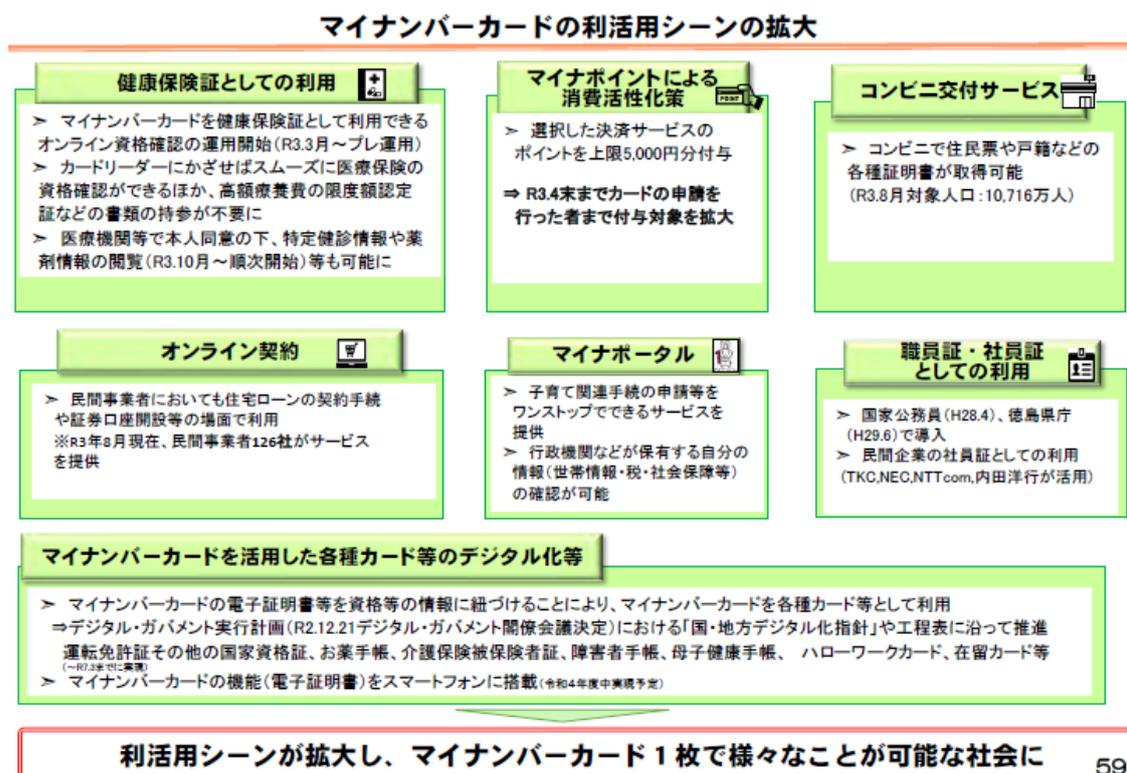
郵便局における電子証明書の発行、更新等についての改正は、「郵便局事務取扱法」における郵便局取扱事務に「電子証明書の発行、更新等に係る事務」を追加するものです。

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係として、署名検証者等の求めがあった場合において本人同意があるときは、基本4情報等の提供を可能とする改正を行いました。これによって、署名検証者においては、本人の同意を前提として、直接、本人に照会することなく、本人の最新の住所情報等を取得することが可能になり、本人から個々の署名検証者に対して住所変更手続等を行うことが不要になりました。

電子証明書のスマートフォンへの搭載についてですが、現状、マイナンバーカードを用いて行政手続を行う場合においては、カードをスマートフォンにかざして行うことが必要であるところ、電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能になると、カードをかざすことなく、スマートフォンのみで手続を行うことができるようになります。今後、例えば、マイナポータルを多くの方が頻繁に使う場面を想定すると、スマートフォンのみでログインできることが、利用者の利便性の向上に寄与すると考えています。

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

このような法律改正事項や、各府省と連携した取組を組み合わせていくことによって、マイナンバーカード一枚で様々なことが可能となるという状況を実現していきたいと考えています（図表5）。



図表5

マイナンバーカードの健康保険証利用については、2021年の3月からプレ運用という位置づけで開始され、10月からの本格運用に向けて、厚生労働省において医療機関等との調整等を進めています。健康保険証としても利用できるようになると、カードのわかりやすいメリットとして普及に繋がるものと考えています。

電子証明書機能のスマートフォンへの搭載に関しては、総務省において検討会を設置し、方策の検討を進めておりますが、これから実証段階に入り、2022年度中に実現するよう、取り組んでおります。併せて、公的個人認証サービスに紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書の利活用の検討、整理についても議論しています。

昨年11月から今年の3月にわたり、QRコード付きの交付申請書を約8,000万人の方々に再交付させていただきました。このQRコード付きの交付申請書再交付と、マイナポイントの事業との相乗効果も出てきております。

マイナンバーカードの出張申請受付等の積極的な実施については、各府省と連携して、関係の業界団体等に要請し、様々な取組を進めています。具体的には、学校、金融機関、

携帯電話会社、警察、運転免許センター等において、地元の市区町村と連携していただき、出張申請受付等を実施しています。

現状では、マイナンバーカード、公的個人認証は、住民票を基礎とした制度ですので、国外に転出された方の住民票は削除されてしまい、国外転出者は利用できません。国外転出者の方々もオンラインで確実な本人確認を行うニーズが高まってきていることなどを踏まえて、国外転出者がマイナンバーカード、公的個人認証を継続的に利用できる法的措置を講じました。2024年の5月末までの施行開始を目指して、準備を進めています。

カードの申請交付状況の現状は、2020年8月時点で、申請数は5,100万枚を超えるという状況で、交付数についても4,700万枚を超える水準に達しており、約37%という交付枚数率です。

都道府県別の数字で見ると、一番交付率が進んでいる宮崎県においては、47.1%まで到達をしており、兵庫県、奈良県、滋賀県といった40%を超えるような団体も出てきています。

年齢、男女別の状況については、30代、40代のビジネス層や子育て層などの未取得率や未取得者ボリューム、未成年者の未取得率に課題があると考えており、広報活動に力を入れていきます。

市区町村では、それぞれに交付円滑化計画を策定いただき、その計画に基づき、交付窓口数や職員配置を増強する等の交付体制の強化に継続的に取り組んでいただいております。交付枚数の増加につながってきています。

今後、出張申請受付等の取組を促進するため、宣伝・集客経費としての商品券の配布等に対する補助単価の増額に加えて、ワクチン接種会場のようなコロナ禍でも人の集まる場所、もしくはその近辺における出張申請受付の実施等についても自治体に紹介しています。感染防止対策に十分留意をしながら、取組を促進できればと考えております。

カードの利便性向上等の取組も、さらに進めてまいりますので、2022年度末までにほぼ全国民への普及の実現に向け、マイナンバーカードのさらなる普及促進にご理解とご協力をお願いします。